

資料 1



基本計画案



第4章 快適な生活基盤の充実したまちづくり ◆◆◆◆◆◆◆◆

1 快適な道路の整備

【現況と課題】

本町には、広域連携軸として国道 309 号が南西部にあり、中央部を主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線が南北に縦貫しています。また、地域連携軸として主要地方道富田林太子線、府道上河内富田林線、竹内河南線及び富田林五条線などがあります。

本町から関西国際空港へのアクセス、大阪都市部や他県への交通利便性の向上、そして潜在する地域資源をいかした産業発展や地域振興を図るため、国・府・近隣自治体等と連携し、南河内地域の高規格幹線道路の実現をめざしていく必要があります。

町では、集落間を結び、通勤通学等の生活関連道路となる町道の整備を進めてきました。今後も適切な維持・改良を計画的に進めるとともに、ネットワーク機能の強化を図っていく必要があります。

また、環境や景観に配慮するとともに、誰もが快適に道路を利用できるよう人にやさしい道路づくりを推進することが必要です。

【まちづくりの方向】

住民生活の利便性及び地域間交流促進のため、幹線道路網の整備をより一層促進するとともに、高規格幹線道路の実現をめざします。

また、住民の利便性や交通アクセス向上のため、集落内道路や集落間道路の整備改良に努めます。

安全な交通や住みよいまちづくりを推進するため、橋梁の安全性向上に努めるとともに、町道の維持管理を推進します。

周辺の自然環境やまちなみに配慮し、人と環境にやさしい安全かつ快適な道路空間づくりを推進します。



- (1) 広域幹線道路の整備促進
- (2) 生活道路の整備推進
- (3) 道路の維持・管理
- (4) 人と環境にやさしい道路空間づくり

【まちづくり計画】

- (1) 広域幹線道路の整備促進
 - 交通利便性の向上と地域産業発展のため、国道 309 号（河南赤阪バイパス）、主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線（山城バイパス）などの幹線道路の早期完成を促進します。
 - 交通利便性を向上、そして産業振興や地域の活性化を図るため、国・府・近隣自治体等と連携強化を図り、南河内地域の高規格幹線道路の実現をめざします。
 - 都市計画道路柏原赤阪線、狭山河南線及び富田林河南線の整備を近隣市町村と連携して国・府に要望し、早期実現化を促進します。
- (2) 生活道路の整備推進
 - 国道、府道との連携や役割分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、住民の身近な生活道路である町道のネットワーク機能の強化を推進します。
 - 幅員狭小な道路の改良を行い、緊急車両の通行や避難路の確保を推進します。
 - 橋梁長寿命化計画に基づき、安全性向上のため耐震基準に適合した橋梁の改修・改良を図ります。
- (3) 道路の維持・管理
 - 道路の補修を計画的に進めるとともに、道路の維持管理に努め、安全な交通や住みよいまちづくりを推進します。
 - 地域住民との協働のもと、道路の美化や維持管理など美しい道路づくりに努めます。



(4) 人と環境にやさしい道路空間づくり

- 高齢者や障がい者（児）をはじめ、すべての住民の安全性や利便性を確保するため、歩道の設置や歩道の段差解消などを推進するとともに、周辺環境・景観との調和などに配慮し、人と環境にやさしい道づくりを進めます。



2 地域公共交通の利便性の向上

【現況と課題】

本町の主要な公共交通機関は、路線バスであり、近鉄長野線の喜志駅を起終点とする町域北部のルートと、富田林駅を起終点とする町域南部のルートが運行されています。

しかし、バス路線は、町域北部と南部を結ぶルートが無く、また、通勤通学時間帯を除き、運行便数が少ない状況です。さらに、町内には鉄道駅がないため、通勤・通学などで都市圏に移動する住民にとっては、乗り継ぎや運行時間など、必ずしも十分な利便性が確保されている状況ではありません。

今後、高齢化が進行し、運転免許証を返納するなど、自家用車を運転しない高齢者も増える中、公共交通機関は、今まで以上に多くの住民にとって重要な交通手段となります。そのため、公共交通機関の充実を図る必要があります。

また、地球温暖化防止の観点からも、公共交通の利用を促進し、CO₂排出量を削減することが重要です。公共交通への利用転換を促進するため、住民に周知・啓発を図る必要があります。

【まちづくりの方向】

地域公共交通の利便性の向上を図るため、公共交通の利用促進を図るとともに、新たな公共交通システムの導入を検討します。

- (1) 公共交通の利用促進
- (2) 公共交通サービスの充実

【まちづくり計画】

- (1) 公共交通の利用促進
 - 環境問題に対する意識の高揚を図り、公共交通の利用を促進します。
- (2) 公共交通サービスの充実
 - 路線バスについて、運行サービスの充実など公共交通サービスの向上に取り組みます。



河南町新総合計画 基本計画(案)

- 住民の利便性向上や地域の活性化を図るため、事業者や関係機関と連携し、新たな公共交通システム導入の検討を進め、公共交通サービスの充実を図ります。



3 安定的な水の供給

【現況と課題】

本町の水道事業は、上水道と簡易水道（青崩地区）があります。町では、第3次拡張事業計画に基づき上水道の整備を進めるとともに、簡易水道を上水道に統合してきました。

また、水質検査の充実による安全な水の供給に取り組むとともに、水道事業の経営の効率化・健全化に努めてきました。

本町の水道水は、府営水と自己水で給水していますが、自己水の取水量は年々取水量が減少してきており、自己水の確保に努める必要があります。

また、より安全でおいしい水を供給するよう水質管理を徹底するとともに、老朽管の布設替えや耐震化など施設の整備を進める必要があります。

さらに、災害時にも安心して使用できる水道を確立するため、ライフラインとしての機能を強化する必要があります。

【まちづくりの方向】

良質な水の安定的な供給を図るため、老朽管の布設替えや耐震化など水道施設の整備を推進するとともに、安定的な水源の確保に努めます。

また、災害時に備えて応急給水体制を充実します。

- (1) 水道施設の整備
- (2) 安定的な水の供給
- (3) 災害時における応急給水体制の確立

【まちづくり計画】

(1) 水道施設の整備

- 安全で安心な水道水を供給するため、送・配水施設の耐震化など、上水道及び簡易水道の施設整備を進めます。
- 老朽配水管等について、更生事業計画の策定を進めます。



(2) 安定的な水の供給

- 自己水源の確保を図るとともに、府営水道からの円滑な受水に努めます。
- 良質な水の安定供給を図るため、定期的な配水池の清掃などを行います。
- サービスの向上を図りながら、事務改善を行うとともに、適正な料金制度の確立に努め、水道事業の健全な経営に取り組みます。
- 適正な水質管理を行い、良質な水の供給に努めます。また、保健所と連携し、設置者管理を原則とする受水槽の適正な管理について指導強化に努めます。

(3) 災害時における応急給水体制の確立

- 災害時のライフラインを確保するため、迅速な応急給水・応急復旧体制の確立を図ります。
- 震災時の飲料水を確保するため、配水池に緊急遮断弁などの設置を進めます。



4 下水道の整備

【現況と課題】

町では、下水道基本計画に基づき、公共下水道の整備を進めています。

公共下水道（汚水）の普及率（行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合）は 83.5%（平成 20 年 3 月 31 日現在）となっています。

また、雨水対策については市街化区域を対象に浸水対策事業に努めてきました。

今後、下水道供用区域の拡大に向け、汚水管の整備を進めるとともに、水洗化率の向上に努めます。また、汚水管の補修、改修を行い、適正な維持管理に努める必要があります。

また、生活環境の一層の向上を図るため、水洗化を促進していく必要があります。

【まちづくりの方向】

生活環境の向上を図るため、公共下水道の整備及び施設の適切な維持管理に努めるとともに、水洗化を促進します。

- (1) 公共下水道の整備
 - (2) 公共下水道の維持・管理

【まちづくり計画】

(1) 公共下水道の整備

- 河川・水路等の水質を保全し、住民の良好な生活環境を確保するため、公共下水道（汚水）の整備を推進するとともに、大和川下流流域下水道施設の充実を促進します。
- 市街地の浸水の防除を図るため、公共下水道（雨水）の整備を推進します。



(2) 公共下水道の維持・管理

- 管渠やポンプ施設などの施設能力を保つため、適切な維持管理に努めます。
- 公共下水道供用区域においては水洗化を促進し、住民の良好な生活環境の確保を図ります。
- 受益者負担や下水道使用料に対する理解を得ながら、適正な料金制度の確立に努め、経営の安定を図ります。



5 河川の整備

【現況と課題】

本町には、一級河川の石川、梅川、千早川、水越川と準用河川の天満川、梅川、その他に7つの普通河川があります。

河川には、洪水による浸水被害を防止・解消する治水機能や用水を供給する利水機能があります。

水害から住民の財産と身体の安全を守り、誰もが安心して安全に暮らせるまちづくりをめざして、河川の整備を進める必要があります。

また、河川には憩いの場としての役割もあります。河川の良好な自然環境や生態系の保全に配慮し、くらしに安らぎと潤いを与える川づくりを進める必要があります。

【まちづくりの方向】

治水機能・利水機能の充実を図るため、河川や水路の整備を推進します。また、環境に配慮し、地域に親しまれる河川空間づくりを推進します。

(1) 河川・水路の整備

(2) 河川環境の保全

【まちづくり計画】

(1) 河川・水路の整備

- 一級河川の改修を促進するとともに、準用河川の整備や浚渫などの維持管理に努めます。また、水路の整備を推進します。

(2) 河川環境の保全

- 河川改修にあたっては、地域住民に親しまれる空間の創出や生態系にやさしい川づくりを推進します。
- 広報・啓発活動を通じて環境保全意識の高揚を図り、美しい河川環境の保全に努めます。



6 交通安全対策

【現況と課題】

交通事故を未然に防止するためには、住民の交通安全意識の向上や交通安全施設の整備が必要であることから、町では交通安全運動や歩道の設置などを進めています。

今後も、富田林警察署や交通安全協会等との連携により交通安全意識の普及・啓発に努めるとともに、歩道の設置や交差点改良などを推進し、住民の安全を図ることが重要です。

【まちづくりの方向】

交通安全教室や啓発活動を通じて住民の交通安全意識を高め、交通マナーの向上に努めます。

交通安全施設の整備を推進し、交通事故の未然防止に努めます。

(1) 交通安全意識の高揚

(2) 交通安全施設の整備

【まちづくり計画】

(1) 交通安全意識の高揚

- 警察などの関係機関と連携し、交通安全運動や啓発活動を推進します。
- 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、住民の交通安全意識の高揚に努めます。

(2) 交通安全施設の整備

- 歩道の設置、段差解消、幅員の狭い区間の解消などに努め、通行と歩行者の安全対策を充実します。
- カーブミラー、ガードレールなどの整備を推進し、交通事故の未然防止を図ります。
- 国・府道の歩道設置や幅員の狭い区間の解消、信号機などの整備を促進します。



第5章 美しい水とみどり豊かなにぎわいのあるまちづくり ◆◆◆◆

1 みどりの保全と創造

【現況と課題】

本町の東部には葛城山脈が連なり、町域の3分の1は金剛生駒紀泉国定公園と近郊緑地保全区域に指定され、その西側には農地などの田園風景が広がり、豊かな自然環境に恵まれています。

森林や田園風景のみどりは、良好な景観と憩い・安らぎを住民にもたらすとともに、水源のかん養や環境保全などの役割を果たしています。

そのため、本町の豊かなみどりの保全と自然学習などの場としての活用を図るとともに、緑化の推進などみどりの創造に向けた取り組みを推進する必要があります。

また、本町では都市公園、古墳公園などの整備に努めてきましたが、より一層地域住民に親しまれ利用しやすい公園をめざして、環境整備や地域住民との協働による維持管理を推進することが必要です。

【まちづくりの方向】

地域住民との連携を図りながら、みどりの保全と活用やみどりの創造に向けた取り組みを推進し、豊かなみどりに囲まれて自然と共生するまちづくりを推進します。

(1) 自然環境の保全と活用

(2) みどりの創造

(3) 公園等の充実

【まちづくり計画】

(1) 自然環境の保全と活用

- 金剛生駒紀泉国定公園や近郊緑地保全区域においては、良好な自然環境を保全するとともに、農地などの田園風景は、都市空間と調和したみどりとして保全に努めます。



- 「弘川寺歴史と文化の森」の周辺については、地域住民やNPOなどと連携して里山など貴重なみどりの保全に努めるとともに、自然や歴史的環境をいかした交流活動の拠点として利用促進を図ります。
- 「自然と歴史の散歩道」や「ダイヤモンドトレール」、「河内ふるさとのみち」など身近な散策路の利用を促進するため、広報や散策路の充実を図ります。
- 身のまわりの自然や環境の観察などを通じて自然保護や環境保全意識の高揚に努めます。

(2) みどりの創造

- 身近な河川・水路などの保全を図るとともに、生きものや人に配慮した親水性の高い水辺空間の形成を進めます。
- 植樹イベントや緑化樹の配布などを通じて緑化意識の啓発を行うとともに、公共施設の緑化や住民・事業者と連携した緑化の推進に努めます。
- 地域やボランティアが主体的に行うみどり豊かな公共空間づくりなどの取り組みを促進します。

(3) 公園等の充実

- 地域住民との協働による公園や緑地の維持管理活動を支援します。
- 地域に親しまれる身近な公園・広場となるよう遊具の充実など憩いの場としての環境整備を図ります。
- 「近つ飛鳥風土記の丘」は、歴史文化特性をいかしたみどり豊かな公園として利用促進を図ります。
- 石川の水辺空間を利用した石川河川公園の整備を促進します。
- 町中心地区にふさわしい公園の整備などオープンスペースの確保を検討します。



2 環境保全・美化の推進

【現況と課題】

水質汚濁、大気汚染、まちをきれいにする美化など環境問題に対する住民の関心は高まっています。

町では、快適な環境で生活ができるようクリーンキャンペーンや河川の水質監視などを実施し、身近な環境の保持に努めています。

環境の保全・美化を図るためには、住民一人ひとりが日常生活を送るなかで、環境に対する関心と理解を深め、環境に配慮した行動を実践することが求められています。

このため、地域住民が快適に暮らせるよう住民による環境の美化活動を促進するとともに家庭、学校、地域、事業者などあらゆる場や機会を通じて、環境教育・環境学習を推進することが必要です。また、公害や不法投棄などの防止に努める必要があります。

【まちづくりの方向】

家庭や地域、事業者との連携・協力を図りながら、住民一人ひとりが環境問題や環境学習に関心を持ち、身近なところから率先して環境保全・美化に取り組むまちをめざします。

- (1) 環境美化の推進
- (2) 環境保全対策の推進
- (3) 環境教育・学習の推進

【まちづくり計画】

- (1) 環境美化の推進
 - 環境問題に対する意識の高揚を図り、環境に配慮した生活や活動を促進するため、広く住民や事業者等に対して情報発信を行います。
 - 環境美化に関する住民意識の高揚を図るため、クリーンキャンペーンなどの環境美化運動や啓発活動を推進します。



- 自然環境や身近な生活環境などの保全や美化に取り組むボランティア活動の促進を図ります。
- 快適な生活環境を保全するため、空き地・空き家や飼い犬の適正な管理の促進やポイ捨ての防止、害虫駆除に取り組めます。

(2) 環境保全対策の推進

- 住民や事業者に対して公害防止に向けた意識の高揚を図るため、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害を防止するため、府の関係機関と連携し監視や指導に努めます。
- ごみの不法投棄の防止を図るため、関係機関と連携し、監視体制の強化を検討します。

(3) 環境教育・学習の推進

- 未来を担う子どもたちの環境に対する意識を高めるため、保育所、幼稚園及び小・中学校において環境教育を推進します。
- 住民が自然に触れ、親しみ、学ぶことのできる体験型イベントや講座など環境学習の機会の充実を図ります。



3 資源循環型社会の形成

【現況と課題】

地球温暖化、資源の枯渇、生態系の破壊など環境問題は地球規模の課題となっており、これまでの大量生産・大量消費の社会から、環境への負荷が少ない循環型社会への転換が望まれています。

本町では、ごみの分別収集により減量化や再資源化に取り組んでいます。

環境にやさしいまちづくりをめざして、地球温暖化対策の推進や持続可能な循環型社会の構築などに取り組むため、より一層ごみの減量化や資源化に努める必要があります。

また、役場庁舎では、温室効果ガスの排出削減などに取り組むため、環境マネジメントシステム「エコアクション 21」の認証を取得しました。

今後も、地球温暖化対策実行計画やエコアクション21などの積極的な取り組みをより一層推進することが必要です。

【まちづくりの方向】

環境への負荷が少ない「資源循環型社会」への転換に向け、ごみの減量化や資源リサイクルなどの取り組みを推進します。

また、地球温暖化対策実行計画やエコアクション 21 などに基づき温室効果ガスの発生抑制を図るため、省エネルギーなど総合的な環境対策を推進します。

(1) ごみ・し尿処理

(2) 地球温暖化対策の推進

【まちづくり計画】

(1) ごみ・し尿処理

- ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）に関する広報・啓発を行い住民の意識の高揚を図るとともに、分別収集の推進などごみの減量化や再資源化に向けた取り組みを推進します。



- 剪定樹木のチップ化や再生資源の集団回収などの取り組みにより環境負荷の軽減を推進するとともに、ごみ処理費用の公平な負担とごみの減量化を図るため、ごみ収集の有料化を検討します。
- 事業者に対して、自らの責任による産業廃棄物の適正処理や発生抑制について指導に努めます。
- し尿については、公共下水道の整備や浄化槽の普及に対応した適切な収集体制の確保に努めます。
- 下水道計画区域外の地区における合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽の適正な管理指導に努めます。

(2) 地球温暖化対策の推進

- 公共施設において環境マネジメントシステムの導入を進めるとともに、事業者における導入を促進します。
- 太陽光発電などの自然エネルギーの活用や省エネルギーの取り組みを推進するとともに、住民や事業者にも理解と協力を求め、普及促進を図ります。



4 美しく魅力的なまちの形成

【現況と課題】

本町は、金剛・葛城山系のみどり豊かな景観や田畑などの田園景観、河川やため池の水辺景観、古墳など取り巻く歴史的景観、大ヶ塚に残る寺内町や住宅地における良好なまちなみをはじめとして、多くの景観要素に恵まれています。

これらは、先人から受け継いだかけがえのない財産です。

町では、華やいで大阪南河内観光キャンペーン協議会と連携し、恵まれた自然や歴史的資源を活用した交流の促進に努めてきました。

今後は、恵まれた自然や地形を背景に、美しく魅力的な自然的、歴史文化的な景観を保全していくことが重要であることから、町と住民が一体となって魅力ある景観の形成を図るとともに観光資源として活用していく必要があります。

【まちづくりの方向】

住民にとって魅力ある美しい景観をもったまちづくりを進めるため、集落地及び市街地、伝統的なまちなみなどその特性に応じて、自然と調和した景観形成を進めるとともに、公共空間と一体的な美しさをもった景観の形成を図ります。

また、恵まれた自然や歴史的環境を観光資源としていかしたまちづくりを進めます。

- (1) 個性ある景観形成の促進
- (2) 良好な都市景観の保全
- (3) 自然や歴史をいかした観光の推進

【まちづくり計画】

- (1) 個性ある景観形成の促進

- 景観資源を保全・活用しながら、住民・事業者・行政の協働により豊かな自然環境とまちなみなどが調和した良好な都市景観の形成をめざします。



- 集落地及び市街地においては、周辺環境と調和するよう一体的な保全・整備を進め、地域の歴史資源・景観資源としてまちづくりを進めます。
- 公共施設などの改修・整備にあたっては、周辺の景観との調和に配慮します。

(2) 良好な都市景観の保全

- 歴史的遺産や景観などを保全するため、その役割や意義をふまえた保全に努めます。
- 優れた景観の維持、創出を図るため、建築協定・緑化協定などを活用し、みどり豊かな景観づくりの取り組みを支援します。
- 公園緑地や主要な道路の景観緑化に努め、魅力ある公共空間を創出します。
- 魅力的な景観形成を図るため、住民の理解と協力のもとに、建築物の美観誘導や屋外広告物の規制などによる良好な景観の維持を進めます。

(3) 自然や歴史をいかした観光の推進

- 観光・レクリエーション資源の利用促進を図るため、周遊マップなどの情報提供やボランティアガイドなどの仕組みづくりを検討します。
- 恵まれた自然や歴史資源を活用し、華やいで大阪南河内観光キャンペーン協議会との連携や住民との協働により、観光資源として活用を図ります。



5 良好な住環境の整備

【現況と課題】

本町の土地利用については、東部に金剛・葛城山脈が連なり山林が約 50%を占めているほか、丘陵部の住宅団地、集落地を取り囲むように農地が約 26%、集落地や市街地が約 11%などとなっています。

既成市街地においては、良好な住環境を確保するため、引き続き都市基盤の整備を進める必要があります。また、集落地においては、周辺の農地など農空間の保全と都市的な土地利用との調和を考慮しながら、生活環境基盤の充実など住みよい環境づくりに努めることが必要です。

さらに、学術文化交流拠点などの拠点形成を図り、にぎわいのあるまちづくりを進める必要があります。

【まちづくりの方向】

将来都市構造に基づき、まちの骨格となる拠点の形成に努めるとともに、地域特性をいかした土地利用の促進に努めます。

また、良好なまちなみや快適な住環境を備えたまちづくりをめざします。

- (1) 計画的な市街地などの整備
- (2) 良好な住環境の整備
- (3) 住居表示の実施

【まちづくり計画】

- (1) 計画的な市街地などの整備
 - 都市計画マスタープランに基づき、計画的な都市基盤整備や住環境の整備を進めます。
 - 学術文化交流拠点では、学術や文化に関する機能や生活利便性を向上するための機能の充実、優れた住環境の創出に努めます。



- 産業交流拠点では、国道 309 号など幹線道路の沿道としてのポテンシャルをいかし、周辺環境と調和した商業施設の集積など地域経済の活性化につながる拠点の形成に努めます。
- 町中心地区では、生活利便施設や行政機能の集積、安全・安心の拠点整備などを図ります。
- 市街地では、都市基盤整備などにより快適な住環境の整備や保全を図ります。
- 集落地では、自然や農業との調和を図りつつ、公共下水道の整備など生活環境基盤の充実を図ります。
- 田園居住ゾーンの土とり跡地などでは、周辺の自然環境に配慮した土地利用の誘導に努めます。

(2) 良好な住環境の整備

- 良好な住環境の形成に向けて、地区計画の運用や建築協定・緑化協定などの住民の自主的なルールづくりを促進します。
- 地区計画制度などを活用し、都市計画法に基づき開発の規制と誘導を図り、良好なまちなみや住環境の創出に努めます。
- 公共建築物や河川・道路などの整備にあたっては、ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが使用しやすいよう考慮するとともに、周辺の自然・歴史的環境に配慮し、調和を図ります。
- 空き地や空き家について、適正な管理が行われるよう指導に努めるとともに、有効な活用を図ります。

(3) 住居表示の推進

- 住民生活の利便性の向上を図るため、住居表示の実施を推進します。



6 商工業の振興

【現況と課題】

町内の商工業は、規模や集積度から産業経済に占める割合が小さく、零細企業が多いのが現状です。幹線道路沿いにはコンビニエンスストアや規模の大きな小売店などの立地がみられるものの、町内の小売業は、食料品等を中心とする小規模店舗が多くを占めています。

また、工業は、プラスチック製品や金属製品などの製造業が中心で、その多くは中小企業であり、就業者も少ない状況です。

今後は、経営の安定を図るための施策を推進するとともに、多様化する消費者ニーズに対応して生活サービス機能を向上させる必要があります。また、町内での就業機会の確保と地域の活性化を図るため、新たな産業の育成や商工業施設の立地に向けた取り組みなどを進める必要があります。

【まちづくりの方向】

商工業者の経営の安定を図るとともに、商工業の活性化に向けた商工業者の自主的な取り組みの支援に努めます。

また、本町の地域特性をいかした新たな商工業施設や産業の誘導に努め、地域住民の利便性の向上や新たな就業機会の確保など地域の活性化を図ります。

(1) 商工業の活性化

(2) 新たな産業等の育成

【まちづくり計画】

(1) 商工業の活性化

- 経営の安定を図るため、融資制度の周知と活用促進に努めます。
- 商工会などの関係機関と連携し、経営情報の提供や相談体制の充実を図るなど経営改善を支援します。また、商工業者が自主的に行う取り組みを促進します。



(2) 新たな産業等の育成

- 大学や商工業者・農業者との連携を図りながら農産特産品を活用した食品・造園関連産業など、本町の特性をいかした産業の育成に努めるとともに、商業施設などの立地誘導に努めます。
- 田園居住ゾーンにおいて、自然や農業との調和を図りながら土地利用の誘導に努めます。



7 農林業の振興

【現況と課題】

全国的に農業の担い手の減少や高齢化が進み、遊休農地がみられるなど、農業を取り巻く環境は厳しいものとなっています。また、農業には水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など多面的な機能があり、農空間を保全し、農業の振興を図ることが求められています。

本町では、ため池や農道・水路など農業基盤の整備を進めるとともに、食の安全と地産地消、農産物のブランド化をはじめ、新たな展開を進めつつあります。

今後は、農地の利用集積の推進や遊休農地の活用、担い手の育成、大都市近郊の立地条件をいかした新たな販路の開拓などにより農業の振興を図る必要があります。

また、林業を取り巻く環境は、木材価格の長期低迷や担い手の高齢化などにより厳しい状況にあります。森林は、地球温暖化防止や水源のかん養、防災など多目的な機能を有しており、このような大切な役割を有する森林を保全するためにも、林業の振興に努める必要があります。

【まちづくりの方向】

農業の生産性の向上や農地の保全を図るため、ほ場や用排水施設等の農業生産基盤の保全・整備を進めます。

また、食の安全や環境に配慮した農業、都市近郊という立地をいかした都市と農村の交流、農産物直売や学校給食における地産地消の促進などに努め、地域農業の振興を図ります。

さらに、水源のかん養など多目的な機能を有する森林の保全に努め、林業の振興を図ります。

- (1) 安定的な農業経営の支援
- (2) 農地の保全・活用の促進
- (3) 新たな農業の展開
- (4) 林業の振興



【まちづくり計画】

(1) 安定的な農業経営の支援

- 認定農業者など地域農業の担い手の育成・支援を行います。
- イノシシなど有害鳥獣による農作物の被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲や資機材の購入、防止柵の設置などに対する支援を行います。
- 農地の高度利用と生産性の向上を図るため、ため池や農道・水路、ほ場整備など生産基盤の整備を進めるとともに、農業経営の安定を図ります。
- 集落地において、自然や農業と調和を図りつつ、道路や水路など生活環境基盤の充実を図ります。

(2) 農地の保全・活用の促進

- 農地の利用集積や流動化を促進し、耕作放棄の抑制と優良農地の確保を図ります。
- 多面的な機能を有する農地など農空間の保全を図るため、地域ぐるみで農地、水路、農村環境を保全する取り組みを促進します。

(3) 新たな農業の展開

- 農村活性化センターを拠点として都市住民や消費者との交流の促進を図ります。また、住民が農業に親しみ、体験できる場として市民農園などを促進します。
- 農村活性化センターにおいては、地場産にこだわった農産物や加工品の直売など地産地消を推進します。また、学校給食における地場産品の活用を促進し、地元消費の拡大を図ります。
- なにわの伝統野菜、なにわ特産品など特色ある農作物の普及に努めるとともに、新たな特産品の育成・PRに努め、地場産品を活用した加工品や農産物のブランド化を図ります。また、ナス、鑑賞用樹など特産品の栽培促進に努めます。
- 有機栽培や農薬・化学肥料を減らしたエコ農産物など安全な農作物の提供を促進し、農業関連廃棄物の適正な処理を図ります。



(4) 林業の振興

- 水源のかん養、土砂流出防止など多目的な機能を有する森林の保全を担う林業の振興を図るため、森林組合と連携を密にして維持管理などに対する支援を行います。